公益社団法人　富山県栄養士会
定款施行細則

目　　次

第１章　総則（第１条―第２条）
第２章　会員（第３条―第８条）
第３章　会費及び拠出金（第９条―第12条）
第４章　執行機関（第13条―第14条）
第５章　職域事業部（第15条）
第６章　会議（第16条―第22条）
第７章　議事録（第23条）
第８章　会計（第24条）
第９章　雑則（第25条）
附　　則

第１章　　総　　則

（細則の目的）※定款第56条の委任を受けて
第１条　この細則は、定款第56条の規定により会務執行に必要な事項を定める。

（事務局）
第２条　本会に、公益社団法人富山県栄養士会（以下「富山県栄養士会」という。）事務局を置く。

第２章　　会　　員

（入会の手続き）※定款第７条、第８条関係
第３条　正会員になろうとする者は、入会申込書に定められた当該年度の会費を添えて、公益社団法人富山県栄養士会会長（以下「会長」という。）に提出する。
２　会長は、入会申込書を受理したときは、理事会の承認を得て、正会員に登録するとともに、会員証を交付しなければならない。
３　賛助会員になろうとするものは、入会承認申請書を会長に提出し、理事会の審査を得て、認められたときは、定められた会費を会長に納入しなければならない。
４　会長は、賛助会員より会費の納入を受けたときは、賛助会員名簿に登録する。

（名誉会員）
第４条　名誉会員は、終身会員とする。
２　正会員が次の各号に該当（第一号該当者はその職を退いた者）したときは、理事会は総会に名誉会員として推薦することができる。
　一　定款第24条第２項に定める会長を５期（通算１０年）歴任し、年齢７０歳以上の者
　二　本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
　三　その他前各号に準ずる者
３　会長は、総会で承認を受けた名誉会員については名誉会員台帳に登録するとともに、名誉会員の証を贈るものとする。
４　名誉会員は会費の納入を要しない。

（退会の手続き）
第５条　会員が退会しょうとするときは、次の手続きをとらなければならない。
　一　正会員、賛助会員は、会長に退会届を提出する。
　二　退会届を受理したら会長は会員名簿の登録を抹消する

（登録事項の変更及び会員証の書換交付）
第６条　正会員が、住所、勤務地、氏名及び所属職域事業部の変更並びに新たに管理栄養士の登録を行ったときは、３０日以内に会長に届出る。その場合、会員証記載事項に変更があるときは、会員証を添付しなければならない。
２　前項の届出を受けた時、会長は会員名簿登録事項の訂正を行うとともに、会員証の記載事項に変更があるときは、会員証の書換交付を行う。

（会員証の再交付）
第７条　正会員は、会員証を破損又は亡失したときは、その旨を書き、会長に再交付申請することができる。
２　前項の規定によって会員証の再交付を申請した後、亡失した会員証を発見したときは、３０日以内に会長に提出する。

３　正会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料1,000円を納入する。

（会員証の返納）
第８条　正会員が退会しょうとするときは、第５条の手続きと同じに会員証を返納する。
２　正会員が死亡したときは、戸籍法の届出義務者から会長に会員証を返納する。

第３章　会費及び拠出金

（会費）　※定款第９条関係
第９条　本会の会費は、総会の定めにより次のとおりとし、賛助会員は一口以上とする。

一　入会金		1,000円
二　正会員	年額	8,000円
三　賛助会員費	年額１口	30,000円

（会費の納入方法及び納入期限）
第10条　正会員は、５月末日までに、会長に納入する。
２　会長は、前項の納付があったときは、会員名簿に登録する。
３　賛助会員は、１カ年分の会費を前納するものとする。会長は、前項の納付があったときは、賛助会員名簿に記載のうえ、領収書を交付する。

（搬出金）
第11条　本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。この場合の金額は担当部等で協議のうえ定め、理事会に報告しなければならない。

（会費並びに拠出金の使途）
第12条　会費並びに拠出金収入の５０％以上は公益事業に使用しなければならない。

第４章　　執　行　機　関

（理事の職務）
第13条　理事は、定款第26条第１項に基づき、事業部及び委員会等を組織し、積極的に業務の推進に努めなければならない。

（部及び常任理事会等の設置）
第14条　本会の業務執行にあたり、総務部、事業部、広報部の各部を置く。会長、副会長及び専務理事を除く理事はいずれかの部に所属する。

２　各部に部長１名、副部長１名及び部員を置く。部長、副部長及び部員は、理事会で選任する。
３　会長、副会長、専務理事、総務部長、事業部長、広報部長をもって常任理事会を組織する。会長は必要に応じて理事を常任理事会に出席させることができる。
４　部長は常任理事とし各部を分掌し、部長（常任理事）に事故あるときは、当該部の副部長が代理する。
５　会長は、業務執行にあたり、理事会の承認を得て理事及び学識経験豊富な会員をもって委員会を設置、運営をすることができる。

第５章　　職　域　事　業　部

（職域協議会）※定款 39 条関係
第 15 条　定款第 39 条第 1 項に定める職域事業部の区分は次のとおりとする。
一　医療　　二　福祉（施設）　　三　福祉（保育）　　四　学校健康教育
五　公衆衛生　　六　研究教育　　七　フリーランス・栄養関連企業等

第６章　　会　　議

（会　議）
第 16 条　本会の会議は、次のとおりとする。
一　総会
二　理事会
三　常任理事会

（総会の運営等）
第 17 条　総会の議事を運営するにあたっては、別に定める議事運営規程による。
２　総会に付議すべき事項は、理事会で決する。

（理事会の開催）
第 18 条　理事会は、年 3 回以上とする。

（理事会の任務）
第 19 条　理事会は、定款に定めるほか、次の事項について審議する。
一　総会において委任された事項
二　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に関する事項
三　科目の流用並びに予備費の支出に関する事項
四　定款の改正案作成に関する事項
五　役員の辞任に関する事項
六　職員の任免に関する事項
七　その他必要な事項

（常任理事会の開催）
第 20 条　常任理事会は、会長が必要と認めたときに、随時開催することができる。
２　常任理事会は、会長が招集してその議長となる。

（常任理事会の定足数及び議決）
第 21 条　常任理事会の定足数及び議決は、定款第 36 条第 1 項を準用する。

（常任理事会の任務）
第22条　常任理事会は、次の事項を審議する。
一　理事会が委任した事項
二　理事会に付議すべき事項
三　日常業務の執行に関すること及び緊急を要する事項
四　その他必要な事項

第7章　議　事　録

（記　録）総会定款第22条、理事会第37条その他常任理事会の会議
第23条　議事録の記録は、会議の承認を得て議長が依頼する書記により記録する。

第8章　会　計

（会計規定）
第24条　本会の会計処理は、別に定める会計事務規定による。

第9章　雑　則

（細則の変更）
第25条　この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則
1　この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

令和8年（2026年）4月1日改訂